

# 令和7年度 第2回総合教育会議 日程

日 時 令和7年11月25日（火） 午後3時30分から  
場 所 北栄町役場 3階 第1委員会室

- 1 開 会
- 2 あいさつ  
町長  
教育長

- 3 会議録署名委員の指名

- 4 議 題

(1) 北栄町教育大綱（第4期版）（案）について

(2) 令和8年度事業計画に向けた意見交換

(3) その他教育を取り巻く課題についての意見交換

- 5 その他

町長	手嶋 俊樹
副町長	岡本 圭司
教育長	笠見 隆志
教育委員（職務代理者）	徳岡 幸裕
教育委員	岡崎 しづみ
//	津島 望
//	西川 健治
総務課長	小澤 靖
企画財政課長	中野 智子
教育総務課長	松本 裕実
同課参事	眞山 元樹
同課学校教育室指導主事	山口 則子
同課学校教育室室長	奥田 幸一
生涯学習課長兼図書館長	渡辺 健二
中央公民館長	松尾 大介

- 6 閉 会

## 教育大綱改訂時に検討すべき事項

### 基本目標Ⅰ関係

こども家庭センター

### 基本目標Ⅱ関係

①探究

②誰一人取り残さない

②校内教育支援センター・フリースクール等学びの多様性

③部活動地域展開

その他 教職員の働き方 DX

⑧体育館の空調

⑧エコスクール→SDGsの理念を踏まえた環境に優しい施設整備

⑧バリアフリー→ユニバーサルデザイン化

### 基本目標Ⅲ関係

②「活かす」は「生かす」か「活用する」にしてはどうでしょう。

②民間・NPOの活力活用

③地産地消の「更なる」は苦しい

④公民館は維持し、コミセン化は目指していないということでしょうか。

⑦ほくほクラブを意識した文言

【見え消し版】

# 北栄町教育大綱

(第 ~~43~~ 期版)

～学びを通して 夢を実現する人づくり～

令和 ~~84~~ 年 ~~34~~ 月

北 栄 町

## 策定の趣旨

本町では、平成 27 年 4 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策となる「北栄町教育大綱」を定め、~~4 年ごとの見直しを行いながら、ました。平成 30 年度には第 2 期となる大綱を策定し、~~本町の教育行政の方向性や目標を明確にして教育政策に取り組んでまいりました。

このたび第 ~~3-2~~ 期の期間終了に伴い、第 ~~4-3~~ 期となる北栄町教育大綱を策定しました。~~令和 8 年度今年度~~から 54 年間、この大綱に基づき、学校、家庭、地域、行政が連携のもと、大綱の基本理念である「学びを通して 夢を実現する人づくり」をめざします。

## まちの将来像

人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち

美しい白砂青松と肥沃な黒ぼく大地などの恵まれた自然環境や、永年培われてきた歴史や伝統、文化など誇るべき財産を守り、北栄町が確実に前進し、町民一人ひとりが物理的な豊かさはもちろんのこと、安心して心豊かに暮らしていることを実感するまちをめざします。

## 教育大綱の基本理念

学びを通して 夢を実現する人づくり

豊かな自然と一人ひとりが大切にされる環境の中で、子どもから高齢者までのすべての町民が、自分の目標に向かって楽しく学ぶことにより、持てる力を高め、新しい学びを習得し、幸せで、充実した人生、より良い社会、魅力ある地域を創っていくために、自分の夢を実現することのできる「人づくり」をめざします。

## 基本目標

### I 「子育てなら北栄町」

楽しみながら子どもを育てることのできる家庭・地域・こども園・保育所をめざします。

### II 「教育なら北栄町」

学び合いながら子どもや青少年が夢や志を持つことのできる学校をめざします。

### III 「住み続けるなら北栄町」

町民みんながいきいきと暮らすことのできる活力ある地域づくりを進めます。

## 基本計画の期間

計画の期間は令和 84年度～令和 127年度までの 54年間

## 重点施策

### ■基本目標 I 「子育てなら北栄町」

#### 基本施策 I ー① すこやかな発育支援

令和8年4月に開設したこども家庭センターを中心に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉との一体的な相談支援を行います。

発育、発達が心配されるに心配の見られる子どもや養育環境の課題の情報把握を早期にから把握行えるし、サポートプランに基づく支援が行えるよう、ネウボラを中心に健診、相談・支援の体制を充実し、関係機関との連携ネットワークを強化します。

発達に支援を必要とする子どもが住み慣れた地域で安心して生活し、自立と社会参加を促進するため、保健・医療・福祉・教育等の機関が連携し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を切れ目なく行います。

#### 基本施策 I ー② 未就園乳幼児への支援

未就園乳幼児を育てる抱える子育て家庭の状況把握に努め、子どもたちが健やかに成長できるよう、訪問相談員や保健師による乳幼児家庭全戸訪問を行います。

乳幼児とその保護者同士の交流の場を提供する子育て支援センターでは、機能を充実し、子育てに対する不安解消のため、各種の相談に応じたり、子育てに関する情報を発信したりします。

#### 基本施策 I ー③ 幼児教育・保育の充実

こども園内外における研修機会の確保と内容の充実を図り、保育教諭等の資質向上に努め、一人ひとりの発達に応じた質の高い幼児教育・保育を行います。

保育教諭に負担となっている一般事務の見直しを進め、教育・保育に関わる時間を増やします。

#### 基本施策 I ー④ 子育て家庭の支援

子育てと仕事が両立しやすい家庭環境となるよう、~~一時預かり、病児・病後児保育、放課後児童クラブなどの~~各種保育サービスを継続して行います。

経済的な支援として、家庭で子育てを行う世帯への支援を引き続き行います。保育料については、低所得世帯や多子世帯の軽減を行います。

養育環境に課題があり、家庭や学校に居場所のない子どもが安心してすごせる居場所づくりを進め、多様な課題に応じた支援を行います。

虐待等の通告を受理した要支援児童等は関係機関と情報共有し支援するとともに、早期発見と早期対応に努め、虐待防止のための啓発を継続して行います。

親として子育てに関わることの楽しさと必要性について、積極的に啓発するとともに、男性が育児に関わることの大切さについて啓発します。

#### 基本施策Ⅰ－⑤ 地域社会で関わる子育て支援

多くの人が子育てに関わり、子育て家庭を支え、子育てしやすい環境や地域の中で助け合う体制づくりを進めます。

次世代に親となる児童・生徒、若年層へ、子育ての意識づくりを進め、親育ちを支援します。

### ■基本目標 Ⅱ「教育なら北栄町」

#### 基本施策Ⅱ－① 確かな学力を育む教育の推進

学校では、主体的・対話的で深い学びを通して、身につけた基礎的・基本的な知識・技能を駆使して、**探究的に**粘り強く問題を解決し**たり**、よりよいコミュニケーションを図**るためのつたりする**力を育成します。

タブレット端末や ICT 機器を効果的に活用し、学習理解の向上が図られる授業を展開します。

**教職員が子どもたち一人一人の指導に向き合えるよう、教育DXの推進等による業務の効率化など、学校現場における働き方改革を進めます。**

#### 基本施策Ⅱ－② 豊かな心と社会性を育む教育の推進

子どもたちの豊かな情操や規範意識、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活

動や読書活動等の充実を図り、**誰一人取り残さない教育活動をおこなうための環境整備を行います。**

不登校の解消、いじめ防止のため SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用し、**また、校内教育支援センターの設置やフリースクールの活用等により学びの多様性の確保のための対策を効果的に推進します。**

### 基本施策Ⅱ－③ 健やかな体を育てる教育の充実

学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進を図ります。

子どもの体力の維持・向上を図るため、学校や地域における子どものスポーツ機会の充実を図ります。また、子どもの安全・安心を確保するため、防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進します。

学校給食については、**安全安心な給食の提供に努め、食育の推進と地産地消を更に進めます。**

### 基本施策Ⅱ－④ ~~保・こ~~・小・中・高連携の充実

こども園・~~保育所~~→小・中・高の連携のもと、異年齢間の交流や活動を通して、子どもの仲間づくりや連続する子どもの育ちを保障するために、教職員の連携を図り、学校間の滑らかなつながりを進めます。

### 基本施策Ⅱ－⑤ 特別支援教育の充実

子ども一人ひとりの発達に応じた適切な教育が受けられるよう、早期発見、早期支援を行う取り組みを進めるとともに、すべての障がいのある幼児・児童・生徒に対し、~~保~~こ小中高の滑らかな連携を図り、発達段階に応じたきめ細かな支援を行います。

発達障がいに対する理解・啓発を行い、本人と保護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

### 基本施策Ⅱ－⑥ グローバル化に対応できる教育の推進

外国に対する興味・関心をもち、英語によるコミュニケーション能力を身につけ、グローバル化の流れに対応できる人材の育成を進めます。

~~英語検定試験の奨励や、イングリッシュスターの実施など、授業以外の場面においても外国語を学ぶ機会づくりを行います。~~

授業以外の場面、また学齢期以外の子どもたちにおいても外国語にふれる機会づくりを行います。

#### 基本施策Ⅱ－⑦ 家庭と地域社会で育む教育の推進

学校の教育活動は、家庭・地域の理解と支えがあって成り立つものであり、家庭・地域社会が課題を共有し、コミュニティスクールでの連携・協働のもとに開かれた学校教育を進めます。

子どもたちが自然や地域の文化、人の素晴らしさに触れ合うことのできる環境づくりに努め、地域の教育力を高めます。

#### 基本施策Ⅱ－⑧ 安全で快適な教育環境の整備

学校が子どもたちに安全で安心して教育が受けられる環境となるよう整備するとともに、地域の避難場所としての機能向上のため、小中学校体育館等への空調設備の整備を進めます。

多様な学習活動に対応するため、引き続き、SDGsの理念を踏まえた環境に優しい施設整備エコスタール化、ユニバーサルデザイン化バリアフリー化、情報化や図書・教材の整備など教育環境の充実を図ります。

### ■基本目標 Ⅲ「住み続けるなら北栄町」

#### 基本施策Ⅲ－① 人権を尊重するまちづくりの推進

人権教育の取り組みを充実し、町民一人ひとりの基本的人権が尊重され、様々な活動や交流等をする中で多様性を認め合いながら人間性や社会性を磨き、地域で明るく豊かに暮らせる町づくりを進めます。また、体験的な人権学習や町を知る活動を通じて人権感覚を育む取組を推進します。

ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）を人権の発信拠点として、町全体に人権への理解が深まる活動の充実を図ります。

#### 基本施策Ⅲ－② 安心で活力ある地域づくりの推進

地域での「あいさつ運動」や安全安心に暮らせる交通安全・防犯活動に取り組めます。また、~~青少年育成北栄町民会議との連携など、「あいさつ運動」や~~地域の教育力を活用活かした、子育て・家庭教育の支援を進めます。

### 基本施策Ⅲ－③ 青少年の健全育成の推進

家庭の経済的格差などにより挫折や困難を抱えた青少年が社会に参画できるようにするため、福祉部局や関係機関と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施など機会の提供に努めます。

また、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みを行うことにより、SNSトラブルやネット依存などの新たな課題にも対応し、青少年が健全な生活を送れるよう相談・支援・指導体制の充実に努めます。

### 基本施策Ⅲ－④ 親しみのもてる生涯学習の推進

個人や団体の学習活動を支援し、地域や家庭の教育力向上に努めます。

社会教育施設を拠点とした「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習機会と情報の提供に努めます。

人生 100 年時代を迎え、社会構造の変化に伴い求められる資質、能力の変化に対応でき、社会に出た後も学び続けられる環境を構築できるよう、引き続き、~~集まる場、学びの場として学びの拠点として、地域人材の育成を図り、活力ある地域づくりを進め、中央~~公民館の機能強化を目指します。また、大栄分館の~~在り方を検討し、再整備を進めます。~~新たな公民館の活用を推進します。

### 基本施策Ⅲ－⑤ スポーツ・文化活動の推進

スポーツクラブや文化活動をする団体等の育成を図るとともに、町民が生涯を通じて楽しく学び、~~多世代が交流し誰もが~~スポーツや文化に親しみ、健康で心豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

### 基本施策Ⅲ－⑥ 暮らしに役立つ図書館づくりの推進

新たに整備される中央公民館大栄分館と連携し、学び（知）と情報の拠点として町民が気軽に利用でき、図書や資料の貸出もや利用者への直接的なレファレンスサービス（資料相談）の実施をとおして暮らしに役立つ図書館活動を進めます。

### 基本施策Ⅲ－⑦ 地域を学び、まちを支える人づくりの推進

体験的な学びや地域との協働による探究的学習などを通じて、豊かな自然や先人たちが築いた歴史を知り、地域の持っている魅力、地域の課題や地域の将来展望を学ぶことにより、まちに愛着や誇りを持ち、地域に貢献する志の高い人材の育成を進めます。

# 北栄町教育大綱（案）

（第4期版）

～学びを通して 夢を実現する人づくり～

令和8年3月

北 栄 町

## 策定の趣旨

本町では、平成 27 年 4 月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策となる「北栄町教育大綱」を定め、4年ごとの見直しを行いながら、本町の教育行政の方向性や目標を明確にして教育政策に取り組んでまいりました。

このたび第 3 期の期間終了に伴い、第 4 期となる北栄町教育大綱を策定しました。令和 8 年度から 5 年間、この大綱に基づき、学校、家庭、地域、行政が連携のもと、大綱の基本理念である「学びを通して 夢を実現する人づくり」をめざします。

## まちの将来像

人と自然が共生し 確かな豊かさを実感するまち

美しい白砂青松と肥沃な黒ぼく大地などの恵まれた自然環境や、永年培われてきた歴史や伝統、文化など誇るべき財産を守り、北栄町が確実に前進し、町民一人ひとりが物理的な豊かさはもちろんのこと、安心して心豊かに暮らしていることを実感するまちをめざします。

## 教育大綱の基本理念

学びを通して 夢を実現する人づくり

豊かな自然と一人ひとりが大切にされる環境の中で、子どもから高齢者までのすべての町民が、自分の目標に向かって楽しく学ぶことにより、持てる力を高め、新しい学びを習得し、幸せで、充実した人生、より良い社会、魅力ある地域を創っていくために、自分の夢を実現することのできる「人づくり」をめざします。

## 基本目標

### I 「子育てなら北栄町」

楽しみながら子どもを育てることのできる家庭・地域・こども園・保育所をめざします。

### II 「教育なら北栄町」

学び合いながら子どもや青少年が夢や志を持つことのできる学校をめざします。

### III 「住み続けるなら北栄町」

町民みんながいきいきと暮らすことのできる活力ある地域づくりを進めます。

## 基本計画の期間

計画の期間は令和 8 年度～令和 12 年度までの 5 年間

## 重点施策

### ■基本目標 I 「子育てなら北栄町」

#### 基本施策 I ー① すこやかな発育支援

令和8年4月に開設したこども家庭センターを中心に、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、母子保健と児童福祉との一体的な相談支援を行います。

発育、発達が心配される子どもや養育環境の課題を早期から把握し、サポートプランに基づく支援が行えるよう、相談・支援の体制を充実し、関係機関との連携を強化します。

発達に支援を必要とする子どもが住み慣れた地域で安心して生活し、自立と社会参加を促進するため、保健・医療・福祉・教育等の機関が連携し、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を切れ目なく行います。

#### 基本施策 I ー② 未就園乳幼児への支援

未就園乳幼児を育てる子育て家庭の状況把握に努め、子どもたちが健やかに成長できるよう、訪問相談員や保健師による乳幼児家庭全戸訪問を行います。

乳幼児とその保護者同士の交流の場を提供する子育て支援センターでは、子育てに対する不安解消のため、各種の相談に応じたり、子育てに関する情報を発信したりします。

#### 基本施策 I ー③ 幼児教育・保育の充実

こども園内外における研修機会の確保と内容の充実を図り、保育教諭等の資質向上に努め、一人ひとりの発達に応じた質の高い幼児教育・保育を行います。

保育教諭に負担となっている一般事務の見直しを進め、教育・保育に関わる時間を増やします。

#### 基本施策 I ー④ 子育て家庭の支援

子育てと仕事が両立しやすい家庭環境となるよう、各種保育サービス

を継続して行います。

経済的な支援として、家庭で子育てを行う世帯への支援を引き続き行います。保育料については、低所得世帯や多子世帯の軽減を行います。

養育環境に課題があり、家庭や学校に居場所のない子どもが安心してすごせる居場所づくりを進め、多様な課題に応じた支援を行います。

虐待等の通告を受理した要支援児童等は関係機関と情報共有し支援するとともに、早期発見と早期対応に努め、虐待防止のための啓発を継続して行います。

親として子育てに関わることの楽しさと必要性について、積極的に啓発するとともに、男性が育児に関わることの大切さについて啓発します。

#### 基本施策Ⅰ－⑤ 地域社会で関わる子育て支援

多くの人が子育てに関わり、子育て家庭を支え、子育てしやすい環境や地域の中で助け合う体制づくりを進めます。

次世代に親となる児童・生徒、若年層へ、子育ての意識づくりを進め、親育ちを支援します。

### ■基本目標 Ⅱ「教育なら北栄町」

#### 基本施策Ⅱ－① 確かな学力を育む教育の推進

学校では、主体的・対話的で深い学びを通して、身につけた基礎的・基本的な知識・技能を駆使して、**探究的に**粘り強く問題を解決し、よりよいコミュニケーションを図るための力を育成します。

タブレット端末や ICT 機器を効果的に活用し、学習理解の向上が図られる授業を展開します。

**教職員が子どもたち一人一人の指導に向き合えるよう、教育DXの推進等による業務の効率化など、学校現場における働き方改革を進めます。**

#### 基本施策Ⅱ－② 豊かな心と社会性を育む教育の推進

子どもたちの豊かな情操や規範意識、他者への思いやり、人間関係を築く力、社会性などを育むため、道徳教育や人権教育を推進するとともに、体験活動や読書活動等の充実を図り、**誰一人取り残さない教育活動をおこなうため**

の環境整備を行います。

不登校の解消、いじめ防止のため SC（スクールカウンセラー）、SSW（スクールソーシャルワーカー）を活用し、また、校内教育支援センターの設置やフリースクールの活用等により学びの多様性の確保のための対策を効果的に推進します。

#### 基本施策Ⅱ－③ 健やかな体を育てる教育の充実

学校保健、学校給食、食育の充実により、現代的な健康課題等に対応し、子どもの心身の健康の保持増進を図ります。

子どもの体力の維持・向上を図るため、学校や地域における子どものスポーツ機会の充実を図ります。また、子どもの安全・安心を確保するため、防災教育を含む学校の安全に関する教育を推進します。

学校給食については、安全安心な給食の提供に努め、食育の推進と地産地消を進めます。

#### 基本施策Ⅱ－④ こ・小・中・高連携の充実

こども園・小・中・高の連携のもと、異年齢間の交流や活動を通して、子どもの仲間づくりや連続する子どもの育ちを保障するために、教職員の連携を図り、学校間の滑らかなつなぎを進めます。

#### 基本施策Ⅱ－⑤ 特別支援教育の充実

子ども一人ひとりの発達に応じた適切な教育が受けられるよう、早期発見、早期支援を行う取り組みを進めるとともに、すべての障がいのある幼児・児童・生徒に対し、こ小中高の滑らかな連携を図り、発達段階に応じたきめ細かな支援を行います。

発達障がいに対する理解・啓発を行い、本人と保護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを推進します。

#### 基本施策Ⅱ－⑥ グローバル化に対応できる教育の推進

外国に対する興味・関心をもち、英語によるコミュニケーション能力を身につけ、グローバル化の流れに対応できる人材の育成を進めます。

授業以外の場面、また学齢期以外の子どもたちにおいても外国語にふれる

機会づくりを行います。

#### 基本施策Ⅱ一⑦ 家庭と地域社会で育む教育の推進

学校の教育活動は、家庭・地域の理解と支えがあって成り立つものであり、家庭・地域社会が課題を共有し、コミュニティスクールでの連携・協働のもとに開かれた学校教育を進めます。

子どもたちが自然や地域の文化、人の素晴らしさに触れ合うことのできる環境づくりに努め、地域の教育力を高めます。

#### 基本施策Ⅱ一⑧ 安全で快適な教育環境の整備

学校が子どもたちに安全で安心して教育が受けられる環境となるよう整備するとともに、地域の避難場所としての機能向上のため、小中学校体育館等への空調設備の整備を進めます。

多様な学習活動に対応するため、引き続き、SDGsの理念を踏まえた環境に優しい施設整備、ユニバーサルデザイン化、情報化や図書・教材の整備など教育環境の充実を図ります。

### ■基本目標 Ⅲ「住み続けるなら北栄町」

#### 基本施策Ⅲ一① 人権を尊重するまちづくりの推進

人権教育の取り組みを充実し、町民一人ひとりの基本的人権が尊重され、様々な活動や交流等をする中で多様性を認め合いながら人間性や社会性を磨き、地域で明るく豊かに暮らせる町づくりを進めます。また、体験的な人権学習や町を知る活動を通じて人権感覚を育む取組を推進します。

ほくほくプラザ（北栄人権文化センター）を人権の発信拠点として、町全体に人権への理解が深まる活動の充実を図ります。

#### 基本施策Ⅲ一② 安心で活力ある地域づくりの推進

地域での「あいさつ運動」や安全安心に暮らせる交通安全・防犯活動に取り組めます。また、青少年育成北栄町民会議との連携など、地域の教育力を活用活かした、子育て・家庭教育の支援を進めます。

### 基本施策Ⅲ－③ 青少年の健全育成の推進

家庭の経済的格差などにより挫折や困難を抱えた青少年が社会に参画できるようにするため、福祉部局や関係機関と緊密に連携・協力し、学習支援や体験活動の実施など機会の提供に努めます。

また、家庭、地域社会、関係機関が連携した取り組みを行うことにより、SNSトラブルやネット依存などの新たな課題にも対応し、青少年が健全な生活を送れるよう相談・支援・指導体制の充実に努めます。

### 基本施策Ⅲ－④ 親しみのもてる生涯学習の推進

個人や団体の学習活動を支援し、地域や家庭の教育力向上に努めます。

社会教育施設を拠点とした「いつでも、どこでも、だれでも」学べる学習機会と情報の提供に努めます。

人生 100 年時代を迎え、社会構造の変化に伴い求められる資質、能力の変化に対応でき、社会に出た後も学び続けられる環境を構築できるよう、引き続き、集まる場、学びの場として公民館の機能強化を目指します。また、大栄分館の再整備を進め、新たな公民館の活用を推進します。

### 基本施策Ⅲ－⑤ スポーツ・文化活動の推進

スポーツクラブや文化活動をする団体等の育成を図るとともに、町民が生涯を通じて楽しく学び、多世代が交流し誰もがスポーツや文化に親しみ、健康で心豊かに暮らせる環境づくりを進めます。

### 基本施策Ⅲ－⑥ 暮らしに役立つ図書館づくりの推進

新たに整備される中央公民館大栄分館と連携し、学び（知）と情報の拠点として町民が気軽に利用でき、図書や資料の貸出や利用者への直接的なレファレンスサービス（資料相談）の実施をとおして暮らしに役立つ図書館活動を進めます。

### 基本施策Ⅲ－⑦ 地域を学び、まちを支える人づくりの推進

体験的な学びや地域との協働による探究的学習などを通じて、豊かな自然や先人たちが築いた歴史を知り、地域の持っている魅力、地域の課題や地域の将

来展望を学ぶことにより、まちに愛着や誇りを持ち、地域に貢献する志の高い人材の育成を進めます。

令和7年11月25日  
総合教育会議資料  
(教育総務課)

## こども園給食調理業務委託について

【目的】 こども園における持続的な給食の提供  
安心安全なこども園給食の提供

### 【現状と課題】

公立 3 園に対し、正職調理師各1名が配置されているが、令和8年4月  
から正職調理師1名不足見込み

【方法】 北条こども園給食調理業務を民間委託

### 【契約内容】

(対象施設) 公立北条こども園 (R7.11.7 現在 168 人)

(対象業務) 北条こども園給食調理業務(自園調理)

- ・0～3歳 昼食
- ・0～5歳 おやつ
- ・離乳食
- ・アレルギー対応食

(委託先) 東洋食品

現在学校給食センターの調理業務受託中

(小学校 2 校・中学校 2 校・北条こども園 4.5 歳児昼食)

(契約期間) 令和8年4月1日～令和9年3月31日

(委託費) 14,850 千円(見積額)

(契約予定) 令和8年1月

### 【調理業務委託後の直営業務】

- ① 献立作成:子どもたちに安心安全な給食を提供し、心と体を育てる
- ② 食材調達:地元産食材を使用した地産地消
- ③ 食育:栄養指導、食事指導、食文化伝承等

## 北条こども園給食業務 費用比較

○調理業務委託(R8 年度)

(年額・千円、税込)

<b>東洋食品見積額</b>	<b>14,850</b>
(内訳)	
人件費 職員 2.5 人体制	11,718
被服衛生費	310
現場経費	1,360
営業経費	1,462

○北条こども園人件費 (令和 7 年度予算ベース)

(年額・千円)

<b>北栄町直営</b>	<b>19,620</b>
(内訳)	
人件費	19,620
正職 1 名	
会計年度(7.5h) 2 名	
会計年度(5h) 1 名	
パート 2 名	

## こども家庭センターとは

- 市区町村において、子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）と子育て世代包括支援センター（母子保健）の設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する「こども家庭センター」の設置に努めるものとする。
- こども家庭センターは、妊娠届から妊産婦支援、子育てやこどもに関する相談を受けて支援をつなぐためのマネジメント（サポートプランの作成）等を担う。

### ■業務

- ①地域のすべての妊産婦・子育て家庭に対する支援業務
  - ・状況・実情の把握
  - ・母子保健・児童福祉に係る情報の提供
  - ・相談等への対応、必要な連絡調整
  - ・健診等の母子保健事業（センターで実施するかは任意）等
- ②支援が必要な妊産婦や子育て家庭への支援業務
  - ・相談、通告の受付等
  - ・支援対象者（妊産婦・保護者・こども）との関係構築
  - ・合同ケース会議の開催
  - ・サポートプランの策定、評価、更新等
  - ・サポートプランに基づく支援等
- ③地域における体制づくり
  - ・地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握
  - ・新たな担い手の発掘・養成、地域資源の開拓
  - ・関係機関間の連携の強化等

#### 【併せて行うことが望ましい業務】

- ・要保護児童対策地域協議会の調整機関
- ・地域子育て相談機関（児童福祉法第10条の3第1項）の整備
- ・家庭支援事業（子育て世帯訪問支援事業・児童育成支援拠点事業・親子関係形成支援事業・子育て短期支援事業・養育支援訪問事業・一時預かり事業）の利用勧奨・措置
- ・在宅指導措置の受託

### ■サポートプランの対象者

#### ①母子保健機能

「母性並びに乳児及び幼児の心身の状態に応じ、健康の保持及び増進に関する支援を必要とする者」（母子保健法第9条の2第2項）  
従来より子育て世代包括支援センターで作成してきた「支援プラン」の作成対象者と同様。

#### ②児童福祉機能

支援対象は法に定める18歳未満の者であるが、センター（児童福祉機能）の支援は包括的かつ継続的な性格であり柔軟に対応する。  
妊娠期（胎児期）からこどもの社会的自立に至るまでの包括的・継続的な支援。

#### 【北栄町におけるサポートプラン対象者想定】

	特定妊婦	要対協	多課題世帯					
			病気・療養	障がい	経済・就労	親子関係	不衛生	触法
①母子保健機能	○		○			○	○	
②児童福祉機能	○	○		○	○	○		○

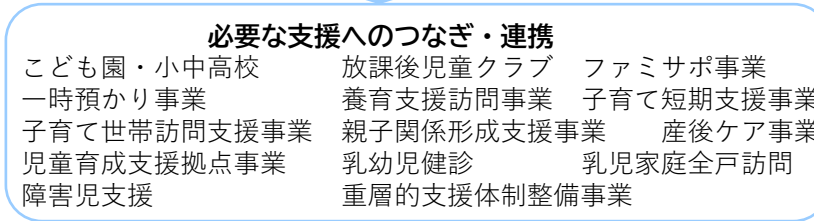
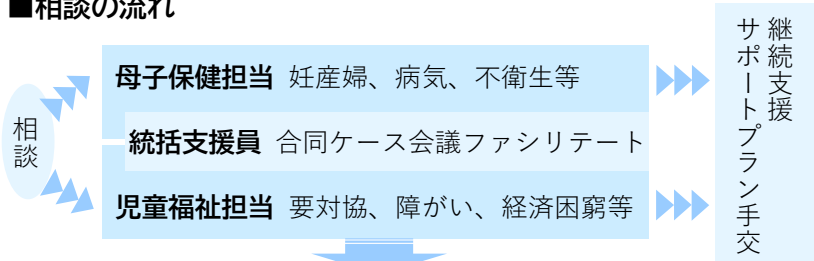
### ■県内の設置自治体

19市町村のうち14市町村（境港市、日吉津村、伯耆町、三朝町、北栄町が未設置） ※R7.5.1現在

# 北栄町におけるこども家庭センター開設の想定

■目的 市区町村の母子保健機能と児童福祉機能が一体的に妊産婦や子育て家庭への相談支援を行い、早期からの切れ目のない包括的で継続的な支援を実施する。

## ■相談の流れ



■開設時期 令和8年4月

## ■庁内情報共有システム導入の検討

要対協情報、サポートプラン作成、児童相談全般に対応。住基、「健康かるて(健診・予防接種)」情報とデータ連携。福祉課の障がい、DV相談、重層の各相談支援とも共有することで、健・教・福における産前から成人期までの一貫したシステム管理が可能。

## ■親子の交流スペースの新設【R7.12月補正】

大栄庁舎1階に新設。課を問わず子ども連れの相談に使用。授乳や搾乳スペースにも活用。  
 (参考)こども家庭センターガイドライン「相談室・親子の交流スペース・事務室を設けることを標準とする」

## ■人員配置と業務

	開設前 (R7現状)	R8開設後
人員配置	教育総務課 子育て世代包括支援センター 課長 1人 計5人 室長 1人  母子保健担当 (保健師) 1人 児童福祉担当 (社福士) 1人 事務補助 (会任) 1人 ※子育て支援センター除く	教育総務課 こども家庭センター 計6人  統括支援員 (社福士又は保健師) 1人
業務	<b>母子保健担当</b> 母子手帳交付、乳児家庭全戸訪問、妊産婦等包括相談支援事業、産後ケア事業、妊婦健診費助成、育児教室、親育ち事業、妊婦支援給付事業、子育て世帯訪問支援事業、養育支援訪問事業、その他(ポイントラリー、ごみ袋配布、ほくほくポイント等)  <b>児童福祉担当</b> 要保護児童対策地域協議会、学習支援事業	<b>統括支援員・母子保健担当・児童福祉担当</b> 合同ケース会議の開催 サポートプランの策定・手交・更新  <b>統括支援員</b> 子育て短期支援事業 ※子育て支援室から事務移管 児童育成支援拠点事業 不登校児童の支援体制構築 ヤングケアラー対策

## ■課題解決にむけたR8開設による対応

課題	対応
① 出生から成人期まで一貫した切れ目のない支援 (園小中高の移行期、不登校、転校・中退等における支援のつなぎ)	①~③ サポートプラン策定 統括支援員の社福士配置
② 要対協登録児童 (虐待、不適切養育等)、不登校児童、ヤングケアラー、多課題世帯への支援の役割分担とモニタリング	
③ 個別支援計画 (障害児計画相談支援)、個別の支援計画 (小中学校・こども園) との共有	
④ 不足する社会資源の把握・開拓 (こどもの居場所、貧困対策、異世代交流等)	④ 統括支援員の社福士配置
⑤ 庁内の福祉・保健・教育による一体的な情報共有と役割分担	⑤ 庁内共有システムの導入
④ 妊産婦や子ども連れの相談・授乳・搾乳ができる庁舎環境	⑥ 親子交流スペースの新設

# こども誰でも 通園制度

令和7年11月25日  
総合教育会議資料  
(教育総務課)

## こども誰でも通園制度について

### 【1. 概要】

すべてのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、すべての子育て家庭に対して、保護者の多様な働き方やライフスタイルに関わらない形で支援を強化するため創設された新たな通園制度

～保護者のために「預かる」ものではなく、家庭にいるだけでは得られない様々な経験を通じて、こどもが成長していくように、こどもの育ちを応援することが目的～

### 【2. こどもにとってのメリット】

- ①家庭とは異なる経験や、地域に出て家族以外の人と関わる機会が得られる。
- ②専門的な理解を持つ人がいる場での経験を通じて、ものや人への興味や関心が広がり、成長していくことができる。
- ③年齢の近いこどもとの関りにより、社会情緒的な発達を支えるなど成長発達に資する豊かな経験をもたらす。

### 【3. 保護者にとってのメリット】

- ①地域の子育て支援等につながる契機となり、様々な情報や人とのつながりが広がり、保護者が社会的資源を活用しやすくなる。
- ②専門的な知識や技術を持つ人との関わりにより、孤立感、不安感等の解消につながる。
- ③月に一定時間でも、子どもと離れ時間を過ごすことで、育児に関する負担感の軽減につながる。

### 【4. 利用対象】

0歳6か月～満3歳未満で保育所等に通っていないこども

### 【5. 利用時間】

月10時間の枠内で、時間単位の利用が可能

### 【6. 北栄町実施方法】

余裕活用型：公立こども園（3園）の空き定員枠を活用して受け入れを行う。  
（0歳児クラス・1歳児クラス・2歳児クラスごとの空き定員で判定。  
ただし、0歳児については、上半期で定員を確保できない可能性あり。）

北栄町における「誰でも通園制度」と「一時預かり事業（一時保育）」との比較

	誰でも通園制度	一時預かり事業（一時保育）
実施施設	北条・大誠・由良	由良・北条みどり
対象者	6か月～3歳未満	3か月～就学前まで
費用	300円/1時間	3歳未満児 2,000円/日、1,000円/半日 3歳以上児 1,270円/日（別途給食費230円） 800円/半日 1日：8：30～17：00 半日：8：30～12：00、13：00～17：00
利用日数・時間	月10時間を限度	週3日を限度
利用理由	問わない	(非定型) 就労、ボランティア活動等 (緊急) 保護者等の疾病、入院や冠婚葬祭、地域活動等への参加等 (私的) 保護者等の育児に伴う心理的、肉体的負担解消  ⇒問わないと同等の利用が可能
その他		○現在の一時保育利用状況は余裕あり。 ○親子通園については、 ・町内全園でオープンデー（年4回）を実施中 ・子育て支援センターの利用